2010.2.2

PL Report ＜2009 No.10＞

国内の PL 関連情報

経済産業省がライター安全規制を検討

（2009 年 12 月 16 日　朝日新聞他）

経済産業省は、12 月 15 日、消費経済審議会製品安全部会を開催し、子供によるライターの使用における安全規制の検討を開始した。

規制強化に向け審議された内容は以下の 3 点であり、今後ワーキンググループにより検討される。

・消費生活用製品安全法の特定製品として扱うこととし、品質基準を定める。

・いたずらなどの情報も検討できるように消費者庁の市場情報収集体制を構築するとともに、警察・消防等との連携をはかる。

・子供に使えない構造（チャイルドレジスタンス機能）について検討する。

12 歳以下の子供の火遊びに起因する火災は、平成 20 年までの 10 年間に東京消防庁管内で 711 件発生しているが、火遊びに使用したものがライターであった件数が 72%を占める。東京都では、主にタバコなどに着火する目的で使用される数 100 円程度までの比較的安価なライターや、子供が興味を持つような形状などのノベルティーライターについて安全対策が必要としている。

火災などの重大事故が発生した場合に事故報告をする制度があるが、「いたずら」による火災は報告されない可能性があるため情報収集のあり方も検討される。また、欧州、米国ではすでにライターにチャイルドレジスタンス機能を持たせる基準が適用され、効果をあげているとの報告もある。

ここがポイント

（社）日本喫煙具協会によれば、平成 20 年度のライターの国内販売数は 6 億 4100 万個で、そのうち問題になっている安価なライターは 4 億 9300 万個でしたが、国内生産分はほとんどなく、主に中国・ベトナム・タイ・フィリピンなどからの輸入品がほぼ 100%を占めています。同協会の会員企業が販売する製品は ISO9994 の基準による検査を行っていますが、その占有率は約 50%しかありません。残りの 50%のライターはこの基準に適合しないものが多く、安全上の品質が保たれていない製品が流通しているのが現状です。

業界団体としては会員企業の製品への品質基準の徹底の活動は行っているものの、非会員企業による製品については対策が行われていなかったと考えられます。品質が劣る商品が市場に出回った場合は、早期に業界団体として品質向上を働きかけるようにし、その上で必要があれば行政機関を巻き込んだ対応を考慮することが、市場における製品の信用や販売に対する悪影響を抑える自衛手段となります。

事業者としては、他社製品の安全上の品質に問題がある場合も、市場の健全な発展のために業界として判断できるシステムの構築が必要となります。

経済産業省が圧力鍋の技術基準改正へ

（2009 年 12 月 16 日　岩手日報他）

経済産業省は 12 月 15 日、製品事故への対応のため、一定の圧力がかかった状態では圧力鍋・釜の蓋が開かないよう技術基準を改正する方針を決めた。

家庭用の圧力鍋・釜の内圧が抜けきらないうちに蓋を開けようとして内容物が噴き出し、やけどをする事故が相次いでいる。平成 8 年から平成 21 年 9 月までに圧力鍋にかかる製品評価技術基盤機構（NITE）への事故報告は 64 件、うち製品起因事故と判断された事故は 7 件となっている。

改正新基準では、圧力鍋・釜の蓋が完全に閉まっていない状態では、加熱しても内圧が 5 キロパスカル以上にならない、また減圧時は内圧が 5 キロパスカル未満にならないと蓋が開かない構造となる。

ここがポイント

圧力鍋･釜は内圧が非常に高くなり､扱い方を間違えれば危険な調理器具となります｡NITE への報告の 64 件の内訳は、死亡 1 名、重傷 13 名、軽傷 23 名となっています。製造業の業界団体では取扱説明を使用者に伝える注意喚起を検討しているものの、業界団体に属しない輸入業者による製品の販売数が多く、行政機関の協力が必要であるとしています。

業界としては、市場で事故が発生していることから、事故につながる誤操作ができない機構の製品基準を早期に採用することが重要です。

事業者としては、安全な使用法につき市場を啓蒙することはもちろん、常に市場における使用環境の情報に耳を傾け、定期的に製品リスクをレビューし、適時の事故防止対策を行うことができるようにしておくべきです。また、市場全体に影響する問題については、業界団体での対応を検討する必要があります。

消費者庁が子供の製品事故予防プロジェクトを始動

（2009 年 12 月 18 日　日刊工業新聞）

消費者庁は、12 月 17 日、子供の製品事故防止に向けて「子供を事故から守るプロジェクト」を立ち上げた。

遊具、玩具、ベビーカーなどの製品による子供の事故について、事業者、病院・消防・警察、関係省庁・地方自治体の間で事故情報の把握・連携が不十分であり、効果的な対策策定の障害となっている。保護者への注意喚起だけでは予防効果に限界があるとの判断から、プロジェクトを創設し専門的に検討することとした。

プロジェクトでは、子供の事故が発生したら、事故情報の迅速・継続的な把握、システマティックな事故原因究明、注意喚起・勧告/要請・措置・「隙間」対応などの対策を行えるようにする。

ここがポイント

このプロジェクトは発足したばかりであり、具体的な活動についての情報は多くありませんが、取り扱うテーマの例として「消費者庁の自らの取り組みの加速化・重点化」とし、遊具などで事故通知が多い事案の原因や措置の調査や対応策を具体化することや、こんにゃくゼリーなどの重大な事故の分析と類似事案を含めた対応策の検討などが紹介されています。

これにより、報告されなかった子供のいたずらによる事故について消費者庁が情報収集したり、自社製品にかかわる事故がなくても、他社同等製品などの事故多発などがあれば、自

社製品に関し、注意喚起・勧告/要請・措置が行われる可能性がでてきます。

本プロジェクトでは、子供の事故防止の観点から市場情報を再評価するため、事業者としては、子供用製品でない製品も含め、子供の事故の原因要素とならないように設計考慮、検討しておくことが重要です。

また、子供の関係する事故情報を入手した場合は、自社製品、他社製品に限定せず、早期に対応策の検討を行い、必要があれば消費者庁や関係官庁に情報提供を行うことも考えられます。

今後の消費者庁の動きに注視し、子供のいたずらなどの事故情報に関しても入手可能な情報システムの検討が必要です。

海外の PL 関連情報

米国不法行為法改革基金が訴訟環境の州別ランキングを発表

米国不法行為法改革基金（American Tort Reform Foundation, ATRF）は、12 月 15 日に不法行為法に関わる訴訟環境の良し悪しを州・地区別にランク付けした結果を発表した。

ATRF は、1997 年の創設以来続けてきた不法行為法改革の活動の一環として、調査・収集された情報を元に米国各州・各地区別に法環境を評価して公表しており、今回が 8 回目にあたる。被告側にとって不法行為法の法環境が悪い州・地区を「魔の裁判地（Judicial Hellholes）」と称し以下の州・地区をあげた。

１．フロリダ州南部
２．ウエストバージニア州
３．イリノイ州クック郡
４．ニュージャージー州アトランティック郡
５．ニューメキシコ州控訴裁判所
６．ニューヨーク市

また、魔の裁判地となっている要素を分析し、最大の要因は判事の資質であるとしている。ATRF が問題とした判事の発言を、判事名も明示しながら発表している。

ここがポイント

上位 4 州・地区は昨年の調査でも挙げられており、被告側にとって悪い法環境の地域はほぼ確定しているようです。法環境の良し悪しを決める要素は判事の資質であるとしていますが、州の判事は州民の選挙で選ばれることが多いため、これからも地域特性が残り、訴訟環境の良し悪しの地域差はなくならないものと思われます。

一方で、偏見のある判事による裁定を抑制する手段として、各州における立法があり、フォーラムショッピングを避けるための法律や根拠薄弱な訴訟を防止する民事訴訟手続規定の制定などがあります。ATRF や被告側弁護士団体の努力により、少しずつですが、そのような立法が州レベルで進んでいます。不法行為法改革の進展を追い、各州の最新状況を把握しておくことも重要となります。

米国法的改革研究所がおかしな訴訟を発表

米国商工会議所内に設立された法的改革研究所（Institute for Legal Reform, ILR）は、2009年中に報道された訴訟でもっともおかしな訴訟を発表した。

ILRは、法制度がより簡素、公正、迅速に機能するための改革活動を行うことを目的とした機関である。ILRは年間を通じ、法制度の不備等から提起されるおかしな訴訟について発表しており、2009年の各月ごとのもっとも「おかしな」とされた訴訟から年間順位を発表した。順位付けはホームページへアクセスした人等による投票で行われ、上位5位までの訴訟が選ばれた。

PL訴訟は年間上位5位には選ばれなかったものの、5月のもっともおかしな訴訟は以下のPL訴訟であった。

ニュージャージー州の38歳の女性が、容器に入った脱毛ワックスを電子レンジから取り出す際にこぼし、下背部・胸部・右腿部に重度の火傷を負った事故で1億6000万ドル（約150億円）の賠償を求めて連邦地方裁へ提訴した。被告は化粧品販売者と製造業者である。

同商品の使用にあたっては、手の中で温めて使用することが案内されているが、電子レンジで沸騰するまで高温にしたことや訴額が高額であることが「おかしな」とされた理由である。

ここがポイント

ILRは米国不法行為法改革基金（ATRF）と同じように訴訟環境の良し悪しのランク付けも行っています。ILRは商工会議所内の組織で企業側の立場で法環境の分析を行っていますが、今回初めて、おかしな訴訟の年間ランキングを発表し、裁判制度の改善を訴えることにしました。

おかしな訴訟に選ばれた事件はPL訴訟だけではなく多種の訴訟がありますが、多くの「とんでもない」訴訟が選ばれています。訴額が高額であっても提訴費用は低額であること等により、常識外れの訴訟が提起されているのが現状です。訴訟社会といわれる米国では、提訴されることを完全に防止することはできないため、訴訟への対応方法を検討しておくことが必要です。